

岩手県告示第505号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第219号）で公示した公共測量を終了した旨陸前高田市長から次のとおり通知があった。

令和2年8月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 陸前高田市高田地区の一部
- 2 実施した期間 令和2年3月11日から同年5月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量（2級、3級及び4級）